

細則第 8 条抜粋，評議員資格申請・審査・決定

評議員となることができる者は、本学会の正会員歴通算 3 年以上の正会員で会則第 2 条に示された本会の目的に賛同し、活動する者で、以下の手続きにより評議員会で認められた者、および、その他理事会が特に認めた者とする。

2．評議員の資格審査は、次のように行う。

(1) 評議員になることを希望するものは、評議員資格審査申請書、評議員による推薦状、および履歴書（会員歴および研究業績を含む）を各年度の 2 月末までに、学会事務局に提出する。

(2) 評議員の資格審査に関する業務は評議員資格審査委員会が行う。評議員資格審査委員会は、委員 3 名で構成される。委員は、会長が評議員の中から選考し、理事会の承認を経て、委嘱する。委員長は、委員の互選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

(3) 評議員資格審査委員会は、申請者の適否について審議し、新評議員候補者を理事会に推薦する。

(4) 理事会は、新評議員候補者について審議し、その結果を評議員会の審議に付す。

(5) 評議員会は、新評議員候補者について審議し、新評議員を決定する。会長はその結果を総会に報告する。

(6) 評議員は、資格更新時に評議員資格審査委員会による資格審査を受ける。委員会は、会則第 4 条(1)ならびに評議員会への出席状況等を基に審査を行い、その結果を理事会に報告する。資格更新が不適切とされた評議員が理事会および評議員会においても不適切とされた場合には、本人に通知された上で、評議員会での審議のための評議員更新候補者リストから除かれる。これが評議員会で承認された場合には、評議員更新候補者リストに掲載されなかった評議員は、次年度からの評議員としての資格を失う。なお、本人から異議申し立てがあった場合には理事会あるいは大会時の評議員会で、申し立て者の資格更新の妥当性について審議するものとする。また、正会員で無くなった場合は、評議員としての資格も失うものとする。

(7) 評議員の資格審査における基準は、評議員資格審査委員会が内規として別に定める。